議員提出議案第4号

次期介護保険制度改革における福祉用具貸与及び住宅改修のサービスの見直し に関する意見書

昨年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針)において、社会保障分野の歳出抑制のため、次期介護保険制度改革の一つとして、軽度者(要介護1又は要支援1若しくは2と認定された者)に対する福祉用具貸与等の給付の見直しについて検討を行うことが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具貸与及び住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒や骨折を予防することにより自立した日常生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに寄与しています。また、安全な外出機会を確保することで、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活を維持していく上でも有用なものです。

軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修のサービスの利用が原則的に自己負担とされた場合、特に低所得世帯に及ぼす影響が大きく、これらのサービスの利用が抑制されることで重度化を招くおそれがあり、結果として、介護保険給付の適正化という次期介護保険制度改革の目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれもあります。

よって、国においては、次期介護保険制度改革における福祉用具貸与及び住宅改修のサービスの見直しに当たっては、高齢者の自立を支援し、要介護度・要支援度の重度化を防ぐという介護保険制度の基本理念に則し、介護が必要な方の日常生活を支える観点から、慎重に検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月17日提出

提出者 さいたま市議会議員 鶴 崎 敏 康

同 高野秀樹

同 上三信 彰

同 山崎 章

賛成者 さいたま市議会議員 帆 足 和 之

同 高柳俊哉

同 井上伸一

同 神田義行